

新(改定後)	旧(改定前)
<p style="text-align: center;">長野県建築工事積算要領(案)</p> <p>第1～第3(略)</p> <p>(複合単価)</p> <p>第4 複合単価の作成に用いる歩掛りは、次による。</p> <p>(1) 営繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修) ・営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り <p>(削除)</p> <p>(2) 県営住宅工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅建築工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) ・公共住宅電気設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) ・公共住宅機械設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) <p>(削除)</p> <p>第6～第8(略)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。 2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。 3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。 4 この要領は、令和4年7月1日から適用する。 5 この要領は、令和5年8月1日から適用する。 <u>6 この要領は、令和6年5月1日から適用する。</u> 	<p style="text-align: center;">長野県建築工事積算要領</p> <p>第1～第3(略)</p> <p>(複合単価)</p> <p>第4 複合単価の作成に用いる歩掛りは、次による。</p> <p>(1) 営繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修) ・営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り <u>・長野県個別歩掛り(長野県建設部)</u> <p>(2) 県営住宅工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅建築工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) ・公共住宅電気設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) ・公共住宅機械設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会 編集) <p><u>・長野県個別歩掛り(長野県建設部)</u></p> <p>第6～第8(略)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。 2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。 3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。 4 この要領は、令和4年7月1日から適用する。 5 この要領は、令和5年8月1日から適用する。 <p><u>(追加)</u></p>